

梶田稔議員の一般質問・答弁

9月3日、9月定例議会において梶田稔議員がおこなった町政に関する一般質問および町当局の答弁を紹介します。

録音されたテープをおこしたものです。(文責：梶田)

梶田稔議員の一般質問

梶田稔議員質問：私は、日本共産党議員団を代表して、先に議長宛に提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

昨年来の経済危機と不況がますます深刻な度合いを増す中で、住民の暮らしと営業が一層困難を来し、将来への不安が何時になく高まっています。

こうした中、地方自治法の規定を引くまでもなく、地方自治体が住民福祉の増進のための役割を果たし、暮らしと営業を応援する施策がいつにも増して求められています。

このような視点から、以下、若干の問題について提案し、住民の暮らしと福祉の増進の施策の改善・充実を求めるものであります。

まずはじめに、都市計画税の撤廃・減税を求める問題についてであります。

大きな都市計画事業としての公共下水道整備事業が間もなく完了し、一段落しようとしています。

また、公園整備等のいわゆる都市計画事業は、一般財源で施工すべき性格のもので、都市計画税を充当する合理的理由が、私には見あたりません。

深刻な経済不況の下で、住民の生活と営業が厳しい状況におかれています。都市計画税を撤廃して減税し、生活と営業を支援する施策の実施をもとめるものであります。

次に、75歳以上の高齢者と中学卒業までの子ども医療の無料化を求める問題についてであります。

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」ことを「基本理念」として制定されている老人福祉法は、その第4条で「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。」と規定しています。

多くの国民から「姥捨て山」医療制度と厳しく批判されている後期高齢者医療制度は、先般の参議院で廃止法案が可決されるなど、後期高齢者医療制度の廃止を求める国民世論はますます高まっています。

先の衆議院議員選挙の結果、後期高齢者医療制度の廃止をマニフェストに掲げる政党が衆議院でも多数を占めました。遠からず、衆参両院で後期高齢者医療制度は廃止されることになると思われますが、先進自治体では、すでに75歳以上の高齢者の医療費窓口負担分を助成して無料としています。

また、少子化対策の一環として、子ども医療費無料化の拡充が求められています。

知多地方においても、大府市に続いて東浦町が、通院を含めて中学卒業までの子ども医療費無料化を打ち出しています。

私は、6月定例議会に於いて、臨時給付金を充当する事業の一環として、同様な課題を提案いたしましたが、あくまで臨時的事業に限定され、継続的事业に充当することはできない旨の答弁に終始しました。

「安心・安全な町づくり」を標榜する武豊町として、高齢者と子ども医療費の抜本的な無料化拡充を、改めて求めるものですが見解を伺いたい。

以上で、登壇しての質問を終わりますが、答弁の内容によっては、自席より再質問いたします。

町当局の答弁・再質問

羽山芳輝町長答弁：梶田稔議員から、大きく都市計画税の関連と医療費の無料化を求めることについて、2点ご質問をいただきました。

私からは、大項目1点目の都市計画税の撤廃・減税を求めることにつきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。

都市計画税は、都市計画事業に充てるための目的税で、課税標準額に0.3%を掛けた額を12000件強の固定資産の所有者、いわゆる納税義務者の方々から納めていただいております。20年度決算額は5億7千万円余であります。

その充当先として、最大の都市計画事業である公共下水道事業は、ご指摘の通り、平成23年度をもって市街化区域の整備を終える見通しで、確かに建設事業自体はこの時点で一区切りがつかます。

しかしながら、公共下水道事業の建設費は、その財源の相当な部分を地方債

に求めておりまして、平成20年度末の現在高は100億7千万円余にのぼります。

従いまして、今後とも長期にわたり償還が続きます。平成26年度にはピークを迎え9億円を超える見込みであります。

償還額は、その後、少しずつ減少していきますが、少なくとも今後30年間は償還が続きますし、ポンプ場の改築や調整池の築造など、これから雨水対策で実施すべき事業も多く残っております。

また、他の都市計画事業、即ち、都市計画道路の整備や市街地整備、土地区画整理、公園整備など都市基盤整備のニーズは依然高いものがあります。

そうした事業に充てる財源として、都市計画税は不可欠であり、昭和30年代より定着しているこの税があればこそ、住民の生命・財産を守る都市下水道やポンプ場整備等の雨水排水対策は可能になりましたし、公共下水道事業にも踏み切ることができたものと考えております。

今後も、将来の財源を先取りした公共下水道事業に係る地方債の償還や新たな都市計画事業の実施に向けた財源を確保する上で、都市計画税はなくてはならないものである思っております。

今後も、町民のみなさまのご理解をいただきながら、現状を維持し一般財源と併せて安全かつ住んでみたい、住んで良かった町づくりを推進してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。他のご質問につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

小坂延夫厚生部長答弁：続きます。大項目2の高齢者と中学生までの医療の無料化の関係でございます。

高齢者医療費の無料化と子ども医療費無料化拡充につきましては、何度となくご質問をいただいております。

ご質問者におかれましても、今年6月議会で同趣旨のご質問をいただきまして、現状のままでご理解いただくようご答弁を申し上げます。

いまでも、考えは変わってございません。

まず、高齢者医療費関係の現状であります。6月議会でもご答弁させていただきましたように、身体的・環境的に恵まれない高齢者の方々には、医療費の自己負担分を助成させていただいております。

具体的には、平成20年度決算では、町の単独事業といたしまして、町民税非課税の一人暮らし老人141人の方々の診療件数合計3037件に対しまして、556万9千941円の助成をいたしております。

また、県の補助事業といたしまして、障害者、母子家庭、精神保健措置入所

者、町民税非課税の寝たきりの人等589人の診療件数合計2万3264件に對しまして、7018万6559円の助成をさせていただいております。

このように、さまざまな形で多くの方々への医療費の無料化を実施させていただいております。

次に、子ども医療費無料化の関係であります。

今年4月1日現在の、県下61自治体の状況であります。中学生までの入院は、県下61自治体で無料。中学生の通院無料化は、ご質問にありましたが、知多半島内の大府市をはじめ22団体で、全体の3分の1程度であります。

当町と同様の通院小学6年生までの無料の団体が22団体、残り17団体はそれ未満であります。

さて、こうした現状の中で、さまざまな行政需要に対する政策・施策は、全体的なバランスも非常に大切であります。どんなことでも、何でも可能であれば、それは大変有難いことではありますが、まず、なかなかそんなことはございません。

そうした中であるからこそ、常にバランス感覚を大切にいたしまして、かつキラリと光る武豊らしさを出した行政運営に、今後も努めて参りたいと考えているところでございます。

以上であります。

梶田稔議員質問；若干の点、お尋ねしておきたいと思っております。

都市計画事業について、主な事業と平成20年度決算の額をお示し下さい。

大岩一政総務部長答弁：費目毎ということでお答えさせていただきます。

まず、公園費でございますが、1億7600万円ほどでございます。

それから、下水道費でございますが、8億3000万円ほどでございます。

そして、区画整理費が1億7000万円ほどでございます。合わせまして、11億8000万円ほどということでございます。

梶田稔議員質問：それから、県内の都市計画税の賦課の状況を、資料があると思いますが、61自治体で標準税率0.3%以下、ないし都市計画税を課税していない自治体の数を紹介して下さい。

大岩一政総務部長答弁：まず、都市計画税には、標準税率というのはございません。0.3%の制限税率があるということでございます。

愛知県の実情でございますが、税率0.3%を課しているところが32団体53%でございます。それから、税率が0.15から0.25の団体が16団

体26%でございます。そして、課税していない団体が13団体で21%で、
こういう実態でございます。

梶田稔議員質問：いま、紹介があったように、61県内の市町村のうち、約
半数が制限税率以下ないし課税していないという状況であります。

そして、再質問の第一番目にお尋ねしたように、都市計画事業としては、主
に三つのくくりをして公園費、下水道費、区画整理費等で約12億、11億7
000万円余ということですね。

それで、都市計画税が、町長の答弁にあったように、都市計画事業に充当す
る目的税であるという説明があって、その通り、法律でも規定されております
ね。それで、都市計画事業としては、武豊町では約12億弱の事業を展開して
いると。その内、都市計画税として、平成20年度の実績としては、5億70
00万円ぐらいの都市計画税が賦課・徴収されているという状況で、都市計画
事業の中に占める都市計画税の割合は約48%ですね。

それで、賦課と受益との関係で見えますと、私はどうしても納得できない
わけですが、下水道事業のように、自分の所の下水処理が公共下水道につなが
って、生活環境が便利になり、改良される、改善されるということで、負担と
受益というのは非常に判りやすく、都市計画税を納める意味は、自分の所へ返
ってくるという形で、納税することと受益を受ける、利益を受けるという関係
が、非常に判りやすくなっておりますね。

ところが、いま説明のあった、公園費、都市計画道路の整備というところにも
充当されているわけで、お金に印が付いているわけではありませぬので、5
億7000万円のうち、道路にいくら使って、公園費にいくら使ってという計
算は、財政当局もそんな計算はしてないんだらうと思うんですが、一般財源と
して全部120億円の中に組み込んで配分しているわけですから、そういう計
算は、多分、担当者もできないんでしょうけれども、全体としてみれば5億7
000万円都市計画税を集めて、12億弱の都市計画事業を展開しているとい
う武豊の実態ですね。

ところが、考えてみて下さい。公園費の整備1億7000万円というふうにな
りますし、過年度でいえば、街路費などが数千万円計上されております。公
園費を都市計画税で整備をするということで、整備された公園を利用するのは、
都市計画税を納税した住民だけではないですよ。4万町民誰でもが利用できる、
あるいは町外の人、外国の人だって利用できるんですね。

そういう一般的な社会的インフラとして整備されたものを、特定の市街化区
域に住んでいる、そして、土地・建物を持っている資産に課税をして、そこへ
整備費を充当するというところに、どこに合理性があるのでしょうか。そういう

一般的な社会インフラを整備するのは、当然、一般財源で整備すべきであって、都市計画税を徴収する対象事業ではありようはないですね。

なぜ、こういうことが起こってくるのか、その辺の見解をお示し下さい。

大岩一政総務部長答弁：まず、都市計画税の意味でございますが、都市計画事業の推進に充てるということに、法律で明記されているわけですが、その根拠となるのは、まず1点目は、市街化区域と市街化調整区域のインフラ整備というのは、かなり水準が違ってまいります。

従いまして、それに対する公共投資も違ってくるわけでございますが、まず、そのギャップ調整というのがあります。

それから、もう1点が、都市計画施設を整備することによる生活の利便性ですね。それと、資産価値の形成という面で、市街化区域と市街化調整区域というのは相対的にかなり差が出てまいります。

そうしたところにも着目をしまして、いわゆる応益税としての性格を持っているということが基本でございます。

さらに、その上で、11億8000万円ぐらいの都市計画事業をやっておりまして、それに対して都市計画税が5億7000万円強ということで、一般財源に当然都市計画税は入っております。それは、先ほど言われたように、いわゆる都市計画調整区域の方々も、道路も使いますし公園も使います。従って、全てを都市計画税ということで、いまやってるわけではございませんで、一般財源が入っておりますので、それは調整区域の方々にも負担をいただいているというように考えております。

梶田稔議員質問：説明は、そういうことでしょうか。予定したとおりの答弁なんですが、公園の話はしましたので、道路の例をもう一度発言させてもらいますけれども、道路もそうですね。

自分の家の前の道路が整備されると、良くなったと、交通の便も生活環境も良くなったと、有難い有難いと。それで都市計画税0.3%納めた、自分ながらに貢献できているなという町民の方もみえるかも知れませんが、どの道路を見ても、そこに住んでいる住民だけが利用するわけではなくて、市街化調整区域に住んでる人も町外の人、あるいは外国から観光旅行で来た人も、誰でもが通る道ですね。

そこに、特定の地域に住んでる人が都市計画税を徴収されて投入するということの合理的な理由がどこにあるんだと。それは、インフラ整備としての一般財源で整備して、武豊町の生活環境を整備しましょうということで、いっこう構わないわけですね。

かつて、私も昭和19年（梶田註：「19歳」の誤り）の時から武豊町に住んでいますので思い出すわけですが、小鈴谷線がまだ砂利道の頃ですけれども、その当時、家の前を舗装する場合に、地元負担金だということで負担金を徴収して家の前の舗装してもらっていた時期があります。

古い決算書を見ましたら、昭和36・7・8年頃に道路使用料などという項目が起きていて、徴収しているんですね。ですから、そういうような地元負担金というのは、先輩の国延昶一議員が税外負担だと言って、こういう一般質問で盛んに反対した記憶がありますけれども、まさに税外負担。やがて、それはそういう批判の前に廃止をされていくわけですが、都市計画税が、特定の地域に住んでいる、市街化区域内に住んでいる住民の資産に課税して、道路の整備に充てる、公園の整備に充てる。そして、整備された公園や道路は、一般の住民が利用するというのは、かつて税外負担として問題になった整備の予算の使い方、あるいは特定の住民に賦課・徴収することの不当性、類似していると思いませんか。

大岩一政総務部長答弁：私、先ほど、相対的な資産価値の向上ということを申し上げました。

当然ながら、そうしたインフラが整備されることによって、地価が向上するとか、あるいはいろんな用途に利用できるというようなことで、相対的な資産価値が上がるということがございますので、その受益と負担の関係がございまずので、都市計画税をそこに充当するという点については、いささかも私は疑義はないと思っておりますし、先ほど申し上げましたように、一般財源も全て都市計画税でやってるわけではございません。一般財源を充当している部分もございまずので、その点については、特に私は疑義があるというふうには考えておりません。

梶田稔議員質問：なぜ、疑義がないと思うのか。私に言わせれば、強弁していると思えないんですが、先ほど、愛知県内61自治体の中で、13自治体が課税していないと、資料の報告がありました。

制限税率0.3%以下の自治体もたくさんあると、約半数が制限税率以下だと。聞くとところによりますと、南知多町は、0.1%の税率を条例で定めておりますけれども、にもかかわらず、それを凍結して都市計画税を徴収していないと、ここ数年間。条例を制定した趣旨がよく判りませんが、そして、条例を制定してなお徴収しないというのはいかなるものかと、私にはちょっと真意を測りかねるところがありますけれども、いずれにしても事情があつて、0.1%条例を制定しているのに都市計画税をとっていない自治体もあります。

こうなってきますと、冒頭で町長も答弁されたように、100億を超える下水道事業の地方債が残っていると。それは、平成が何年続くか判りませんが、平成でカウントすれば53年までその償還が続けられると、それは事実ですね。

それから、公園だとか、道路の整備、都市計画道路の整備ということであれば、これは建設事業だけではなくて維持・補修も要りますよということになりますと、これは都市計画税というものは、未来永劫続くと。そういう主要な、私は、下水道事業は主要な都市計画事業というふうに言いましたけれども、そういった大きな都市計画事業がやがて終了してもなお、いや、とは言っても、道路の補修があるんだと、公園の整備がまだ必要なんだと、いや建設だけじゃなくて維持・補修が必要なんだという理屈で言えば、これはどういう事態になっても賦課・徴収続けるという決意表明をしているように聞こえてならないですね。

現に、都市計画法が制定されて、都市計画税法というものが制定されて、制限税率というものを明記した法律があって、それに基づく条例が武豊町で制定されていると。にもかかわらず、愛知県の半数が制限税率以下で、13自治体、3分の1か4分の1ぐらいは無税だということの理解、私にはどうしても理解できないですね。

どういうふうに、当局は考えておられるんですか。そういった、無税だとか、制限税率以下の自治体について、他所のことだから論評できないという答は、まさかしないでしょと思って質問するわけですが、見解を聞かせて下さい。

大岩一政総務部長答弁：私は、実は、もと南知多町民でございますので、若干、その辺の事情を覚えているんですが、南知多町で都市計画税の導入について、いろいろ議論されたのは、下水道を当時計画がございまして、下水道をやるにあたって、やはりその資金として都市計画税の導入が議論されました。

ところが、いろいろ財政的な問題もございまして、下水道事業が断念されたという経緯がございます。

何が申し上げたいかと言いますと、これは法律にも書いてあるわけですが、都市計画税の税率について、先ほど、標準税率がなくて制限税率だけが定められているというのは、各市町、自治体の都市計画事業の実態が、非常に大きな差があると、全く都市計画事業をしていないような市町村もあれば、下水であるとか駅前整備であるとか、あるいは公共交通であるとか、これはまちまちでございまして。いわゆる都市的な要素の自治体から、農村集落的な自治体まであるわけでもございまして、それで税率が0.3の中で各自治体の実態に応じて決めるよというふうに法律でなっているということでもございまして、愛知県下におき

ましても、個々の自治体の全ての状況を把握しているわけではございませんが、この税率については、それぞれの自治体の都市計画事業の実態を反映したものだというふうに思っております。

とりわけ、公共下水道事業、私どもも公共下水道事業を一番最初にやるときに、これは非常に負担になるということで大変な議論がございましたように、都市計画事業の中で最も大きな財政負担を抱えるということになりまして、その意味でも、この都市計画税というものが、先ほど、町長が申しあげましたように、都市計画税を背景にしながらその事業に踏み切ったという経緯がございまして、まだまだ今後、起債というのも一つの事業の継続でございまして、これからもいまの税率で、当面は続けていかざるを得ないなというように考えております。

それから、維持管理のことで、先ほど、ちょっと言及がございましたが、維持管理費については、都市計画税の充当先にはならないというふうに考えております。ただ、下水もいずれ施設が古くなって、やりかえ、改築・更新ということになれば、それは該当するというふうに考えておりますが、またそういう時期も起債を償還し終わった頃に、また管路のやりかえだとか、設備の更新と、そういったことが出てまいりますので、なかなか都市計画税を、ご要望のように廃止をするということは、難しいのじゃないかなあというふうに考えております。

梶田稔議員質問：そういうことでしょうけれども、都市計画税率の県内の状況を調べたデータを見ますと、例えば、設楽町、東栄町、豊根村、非課税自治体ですね。こういったところが、私は現地をつぶさに踏査したわけではありませぬので、不正確さがあることは承知の上で言及するわけですが、こういった言うなれば三河山間地の町村が都市計画事業がなく、都市計画税無税だと課税していないということは、理解できないわけでもない。

ところが、一方で、都市部にある愛西市、弥富市、例えば七宝町、美和町、甚目寺町、西尾張地域ですね、飛島村まで含めて。いずれも、都市計画税をとっていない。見る限り、都市計画事業は、いずれも着々と進めていると思われまます。そういったところが、課税していないですよ。

私が言いたいのは、そういう例にも見られるように、武豊町の財政力を以てすれば、敢えて都市計画税を賦課・徴収しなくても、公園整備、道路整備、十分賄うだけの財政力を持っている、いう認識が私の議論の前提にあるわけです。なのに、取って付けたように、なぜ都市計画税5億7千万円徴収しなきゃいかんのかと。

これはもう、財政当局にすれば、財源はいくらあっても足りないぐらいだと、

あればあったで有難いという思いになることは当然なことで、十分理解できません。

しかし、冒頭で申し上げたように、昨今の厳しい不況の中で、暮らしも営業も大変だと、こういうときに応援する具体的措置として、いろんな手当を支給する、応援すると、現金なり現物をもって応援するということも、必要な場合もあるでしょう。

第2問で、高齢者や子ども医療費の無料化を拡充せよということも、その一環なんです。

同時に、住民が負担する負担部分、入りの部分ですね、町から見れば入りの部分、出る部分ではなくて入りの部分で節約をして住民の負担を軽減することも、重要な施策の一環だと思って提起しているし、武豊町の財政力を以てすれば十分それに応えることは可能だということが前提に議論をしているわけです。

そういう点で、都市計画事業があれば都市計画税を徴収するのは当然だという認識は、改めてもらわなければ困るし、愛知県内61自治体の実態は、そのことを示していると思いますけれども、もう一度、見解を聞かせて下さい。

大岩一政総務部長答弁：5億7千万円というのは、これはとてつもなく大きい額でございます。

これを、例えば、消してですね、何かで埋め合わせをできるんじゃないかというようなご指摘もございましたが、財政というのは当然ながら歳入と歳出の均衡をとってまいります。例えば、入りの部分で5億7千万円減れば、どこかで出る部分で5億7千万円削らなきゃならないということになりますね。

それが、私が財政を担当しておりまして、できるかと言われれば、とても自信がございません。

それと併せまして、下水の事業というのは、特定の受益者が特定されて市街化区域の中で、下水が接続されたところに限られてくるわけでございまして、毎年7億から8億の一般会計から繰り出しをしておるわけですね。その中でも、資金の大半は都市計画税でございます。

そうしたものを、今の段階で、他の市町のことでも出されましたけれども、先ほど申しましたように、これはかなりそれぞれの実態が違います。都市計画事業をやっておっても、ある程度、例えば、8割9割できたところなのか、あるいは今からやるところなのか、起債をどれだけ抱えているのか、そういった諸条件がございますので、一概には申しませんが、本町の実態といたしましては、いま都市計画税として都市計画事業を賄っている財源としては5割ぐらいだということでございますので、とてもこの税源を、私どもはなくするというような議論に与することはできないということをはッキリ申し上げておきます。

梶田稔議員質問：今日は、一般質問のやりとりだということで、平成20年度の決算書を持ってきておりませんので、手元に資料がありませんけれども、過日の議案上程の際の説明では、平成20年度一般会計の実質収支7億5千万円黒字、うち5億円を財調に積み立てて、2億5千万円を繰り越すという説明がありました。

いまの総務部長の説明、矛盾していませんか。7億5千万も黒字を出しているでしょう。これは、まさに、町長以下、町当局の姿勢に関わることであって、予算の使い道をどうするか、優先順位をどう考えるかという、まさに政治姿勢の問題であって、7億5千万も黒字を出して、とても5億7千万の都市計画税のやりくりがつかないと、そんなふうにはとても言えないじゃないですか。

もう一回、答弁して下さい。

大岩一政総務部長答弁：20年度決算に於ける実質収支でございますが、7億7200万円確かにございます。

その内の5億円を財調に積み立てさせていただいたということで、認定議案で説明をさせていただきました。

しかしながら、その中身をよく見ますとですね、19年度の実質収支がまず5億9千万ほどあるわけございまして、単年度でそれだけの資金が積み上がったわけではございません。

20年度で黒字として増えた部分というのは、1億8500万円でございます。

さらに、その中身を見ますと、特例債です。3年間ほど特例債借りていなかったわけでございますが、赤字町債で5億円入っております。もし、それを借りてなければ、実は実質収支がどうなっていたかというのは想像がつくと思いますが、即ち、22年度以降の耐震対策事業で巨額の資金を要しますので、ある意味、借りて残したというのか、残すために借りたというのか、そういった財政的なやりくりもしての結果でございますので、決して、この決算で財政にゆとりがあるという指摘は中らないというように思います。

梶田稔議員質問：財政当局の見解として、なるべく財布のひもをしっかりと締めて頑張っていきたいという気持ちが如実に現れている話だというように聞いて

たんですが、昔というのか諺というのですか、懲羹吹膾ちょうこうすいかいというのですか、羹あつもの

に懲りて膾なますを吹くという言葉がありますけれども、武豊町がかつて財政再建団

体に転落して9年間の財政再建期間を経験し、経済情勢などの変化・進展によって、その9年間の財政再建期間を4年でクリアしたという戦後の一時期がありますね。

そういうことを思い起こしながら、健全財政に努めることは当然ですが、こういう経済危機、経営危機が深刻な事態、まさに麻生総理は100年に一度と言って、その深刻さを強調しましたが、そういう時期だからこそやりくりをして、物心両面で住民の困難に対応してもらいたいと、支援してもらいたいということで、検討をお願いしているわけです。

この問題は、そんなに簡単な議論ではないと思いますので、問題を提起して今後活かしていきたいということに留めますけれども、ぜひ、配慮をお願いしたいと、いうふうに要望しておきたいと思います。

この都市計画事業の関連で、1点だけ確認しておきたいんですが、都市計画法第74条を紹介して下さい。

議長、私の方から発言します。

都市計画法第74条は、生活再建のための措置という項目があります。都市計画事業の施工に必要な土地等を提供したため、生活の基礎を失うこととなる者は、その受ける補償と相まって実施されることを必要とする場合においては、生活再建のための措置で次の各号に掲げるものの実施のあつせんを施行者に申し出ることができる、として3項目掲げた第1項目に、宅地その他の土地の取得に関する事、というのが74条に規定されております。

いま、武豊港線でこの問題が現実の問題になって、もう軒先まで用地買収の話が来て、もうこの土地では住むことはできないという深刻な事態になっている住民がみえます。

この74条を適用して、宅地を提供する、現に求めているのを担当者ご存じの通りだと思いますけれども、こういう措置を採るといふ考えはありますか。

中川和男産業建設部長答弁：いま、お尋ねの具体的に武豊港線の件につきまして言われましたけれども、具体的に私のところに報告はございません。

もし、そのようなことについては、私の方、事務局として検討させていただきたいと思います。

梶田稔議員質問：段差のある宅地で、担当者すぐにイメージ、誰か、私は敢えて個人名は言いませんけれども、判っていると思います。

そういう事態、この74条を適用して、ぜひ、当事者の要望を聞き入れて、遺漏のない措置をお願いしておきたいと思います。

それでは、次に、高齢者のことで少しお願いしておきたいと思います。

いま、総務部長、財政担当者として、無い袖は振れないと言わんばかりの答弁に終始しましたので、私は、敢えて武豊町の財政力は、そんな状況じゃない、立派な、全国でも町村レベルで言えば30位・40位という財政力ですね。

それを以て、地方自治法の規定を引くまでもなくと言って、登壇質問でも冒頭で触れましたけれども、地方自治法第2条は、地方自治体の責務として福祉の増進というのを、きちっと明確にしているわけです。にもかかわらず、小泉改革で毎年毎年社会保障費2200億円削減するということで、多くの自治体や国民から悲鳴の声が挙がったわけで、今回の総選挙でそれに対する審判が下ったという経緯があるわけですね。

それで、先進自治体では、既に、75歳以上、長野県原村などでは65歳以上の医療費を無料にしているという先進自治体が、既に活躍をしております。

そういう点で、厚生部長は、6月の議会で答弁したとおりでという素っ気ないお話ですが、今回の総選挙で下された国民の民意、これは明らかに従来と違う民意が厳然と示されたわけで、従来のパターンで武豊は何も変わりませんよということでは、民意を受けた対応ということになりません。

改めて、例えば、原村では65歳以上で無料化をしておりますし、6月議会で紹介した東京都の日の出町などは、75歳以上、本当に優れた政策、実施しております。

他に、沖縄の金武町や嘉手納町、そういったところなどが、いずれも後期高齢者医療制度の医療費・保険料自己負担分を助成して無料にしているという状況であります。

私が、財政力を、財政状況を云々するわけですが、この前、日の出町の状況については紹介した通り、財政力指数は0.76、経常収支比率は114.1%。原村では財政力指数が0.38、沖縄県の金武町では財政力指数が0.31、嘉手納町では財政力指数0.44、こういう財政力で、自己財源が非常に乏しい自治体でも、本当に勇気を持って、町長、村長の決断の下で福祉の施策が推進されているんですね。

もう一度いいますけれども、武豊町の財政力を以てできないはずがない、高齢者、子どもたちの期待に応じて、お母さんたちの期待に応じて、ぜひ、実現してもらいたいと思いますけれども、もう一度、過日の総選挙での民意を、どう受け止めるのかを含めて、武豊町の財政力を以てすれば十分できるという私の指摘に、どう応えていただけますか。

小坂延夫厚生部長答弁:まず、素っ気ない答弁をしたわけではございません。

3カ月程度で、状況は変わっていないという意味合いにおきまして、そういう形で答弁をさせていただきました。

その次に、地方自治法、当然、議員ご承知かと思いますが、1条では、私はここで自治法の議論をするつもりはございませんが、いわゆる健全化を保持しなさい、それを目的としますよということもございまして、トータルで健全的な町政運営・財政運営していくということは、私どもに課せられた任務でございます。

次に、ご質問ございましたように、民意はということでございますが、当然、民意は民意として数字で表れておりまして、その形として、いわゆる法制度あるいは国政運営がどうなっていくかということは、当然、次を待たなければならぬというふうにかんがえてございます。

私どもは、法治国家の中で地方自治を運営させていただいておるわけですから、そういう形の中で、粛々と制度運営をさせていただくというふうにかんがえてございます。

それと、2点目の、いわゆる武豊町の財政力の中でできないわけではないというふうなご質問でございますが、議員の出されている資料でも拝見させていただいて、勉強もさせていただいておりますが、おっしゃられる通り、全国で数十番目ということになろうかと思いますが、これは一つの数字の形でございます、という理解をしております。

私どもは、決して、福祉に関して後塵を拝しているというふうには考えてございません。トータルの、先ほど、答弁させていただきましたように、トータルの中でいろんな形で福祉施策を推進をさせていただいているというふうにかんがえてございます。

以上であります。

梶田稔議員質問：厚生部長、職責を全うする上で、一生懸命頑張っている、言葉の端々にその意欲が滲み出ているのを聞いております。

ところが、地方自治法の第1条を引き合いに出して、健全財政堅持・維持、当たり前の話ですね。その当たり前の話を持ち出すということは、恐らくイメージとしては、そうだ一だ一言いなりになっとなったら、武豊町の財政パンクすると、俗に言えば、よく他所の自治体で、そんなことをやったら夕張みたいになるという話が、まことしやかにしゃべられるわけですが、武豊町の財政状況、そんな状況でないことは百も承知でしょう。

その、百も承知の上でそういうことを言うというのは、いかななものかと私は思いますよ。

だから、もう一度いいますけれども、武豊町の財政力を以てすれば、高齢者医療制度の無料化、75歳以上の医療の無料化、あるいは中学卒業までの通院費を含む医療費の無料化、十分できる。後塵を拝するつもりはないと言われた

けれども、後塵を拝しているでしょう。大府市、東浦町がもうやると言っているじゃないですか。

武豊町はできるはずだと、もう一度指摘をしておきたい。もう時間がないので、指摘だけしておきたいと思います。

最後に、町長にお尋ねします。

6月議会の時に、東京日の出町の青木國太郎町長の施政方針演説の一部を紹介をして、9月の敬老大会で武豊町高齢者福祉宣言をしたらどうかというお話をしましたら、日の出町の産業構造、人口構造等々、いろいろ調べてみないとにわかには宣言をするというお答えはできないと、調べてみたい、研究してみたいというご答弁がありました。

どういう研究、検討の結果、どういうことが判りましたか。

粕山芳輝町長答弁：6月議会のときに、そうしたご指摘をいただきました。9月の敬老大会でということであります。

福祉、住民の暮らし、そうしたことの増進を図っていく、これは行政としての大きな責務でありますし、先ほど来、厚生部長が答弁をいたしておりますように、財政力の健全化、こうしたものも考えていかなければなりません。

そして、武豊町は、財政的に非常に豊かだというようなお話もございましたけれども、ご案内の通り、100億円を超える大きな借財を抱えて、それを解消していかなければならないということでございます。

言われました、日の出町の件につきましては、まだ十分検討しておりませんので、よろしくお願ひします。